

**鳥取県告示第346号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年5月28日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
倉吉市	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業大鴨地区農道整備	平成22年3月26日